

別海町議会会議録

第5号（令和5年3月17日）

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 常任委員会付託事件審査結果報告
(1) 総務文教常任委員会付託事件
(町長提出議案第19号、議案第19号、議案第20号、議案第21号) |
| 日程第 3 | 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号) |
| 日程第 4 | 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号)
(2) 別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(町長提出議案第19号)
(3) 別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
(町長提出議案第20号)
(4) 別海町職員の降給に関する条例の制定について
(町長提出議案第21号)
(5) 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第22号)
(6) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第23号)
(7) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第24号) |

- (8) 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第25号)
- (9) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第26号)
- (10) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第27号)
- (11) 別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第28号)
- (12) 公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第29号)
- (13) 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第30号)
- (14) 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第31号)
- (15) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第32号)
- (16) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第33号)
- (17) 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第34号)
- (18) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第35号)
- (19) 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第36号)
- (20) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第37号)

- (21) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 38 号)
- (22) 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 39 号)
- (23) 別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 40 号)
- (24) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 41 号)
- (25) 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 42 号)
- (26) 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第 43 号)
- (27) 別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第 44 号)
- (28) 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3 号棟））
(町長提出議案第 45 号)
- (29) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第 46 号)
- (30) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第 47 号)
- (31) 別海町監査委員の選任について
(町長提出同意第 2 号)
- (32) 根室町村等公平委員会委員の選任について
(町長提出同意第 3 号)

日程第 5	発議第 1 号	別海町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第 6	発議第 2 号	食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書案
日程第 7		委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	常任委員会付託事件審査結果報告 (1) 総務文教常任委員会付託事件 (町長提出議案第 19 号、議案第 19 号、議案第 20

- 号、議案第 21 号)
- 日程第 3 特別委員会付託事件審査結果報告
- (1) 予算決算審査特別委員会付託事件
- (町長提出議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号)
- 日程第 4 各議案の討論・採決
- (1) 予算決算審査特別委員会付託事件
- (町長提出議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号)
- (2) 別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (町長提出議案第 19 号)
- (3) 別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- (町長提出議案第 20 号)
- (4) 別海町職員の降給に関する条例の制定について
- (町長提出議案第 21 号)
- (5) 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 22 号)
- (6) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 23 号)
- (7) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 24 号)
- (8) 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 25 号)
- (9) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 26 号)
- (10) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 27 号)
- (11) 別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 28 号)
- (12) 公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第 29 号)
- (13) 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 30 号)
- (14) 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 31 号)
- (15) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 32 号)
- (16) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 33 号)
- (17) 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 34 号)
- (18) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 35 号)
- (19) 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 36 号)
- (20) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 37 号)
- (21) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 38 号)
- (22) 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 39 号)
- (23) 別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 40 号)
- (24) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 41 号)

- (25) 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第42号)
- (26) 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第43号)
- (27) 別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第44号)
- (28) 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟））
(町長提出議案第45号)
- (29) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第46号)
- (30) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第47号)
- (31) 別海町監査委員の選任について
(町長提出同意第2号)
- (32) 根室町村等公平委員会委員の選任について
(町長提出同意第3号)

追加日程第	1	同意第	4号	別海町監査委員の選任について
日程第	5	発議第	1号	別海町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第	6	発議第	2号	食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書案
日程第	7			委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（15名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	11番	瀧川榮子
12番	松原政勝	13番	中村忠士
14番	佐藤初雄	副議長	15番 戸田憲悦
議長	16番 西原浩		

○欠席議員（1名）

10番 小林敏之

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 相 澤 要
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成
 会 計 管 理 者 中 村 公 一
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏
 総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕
 教 育 部 次 長 宮 本 栄 一
 総 務 課 長 伊 藤 輝 幸
 ふるさと応援・情報化推進室長 松 本 博 史
 税 務 課 長 竹 中 利 哉
 西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂
 福 祉 課 長 干 場 みゆき
 町 民 保 健 セ ン タ ー 兼 母 子 健 康 セ ン タ ー 長 入 倉 伸 顕
 管 理 課 長 松 田 勝 広
 事 業 課 長 外 石 昭 博
 上 下 水 道 課 技 術 長 袴 田 充 輝
 学 務 ・ ス ポ ー ツ 課 長 他 宮 本 栄 一
 生 涯 学 習 課 長 他 福 原 義 人

副 町 長 佐 藤 次 春
 総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 干 場 みゆき
 産 業 振 興 部 次 長 佐々木 栄 典
 生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 新 堀 光 行
 総 合 政 策 課 長 寺 尾 真 太 郎
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
 尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
 町 民 課 長 皆 川 学
 農 政 課 長 小 野 武 史
 建 築 住 宅 課 長 川 畑 智 明
 上 下 水 道 課 長 谷 村 将 志
 監 査 委 員 会 事 務 局 長 千 葉 宏
 学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
 図 書 館 長 他 堺 啓

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

4 番 小 椋 哲 也
 6 番 大 内 省 吾

5 番 外 山 浩 司

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は10番小林議員であります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
4番小椋議員。
○4番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） 5番外山議員。
○5番（外山浩司君） はい。
○議長（西原 浩君） 6番大内議員。
○6番（大内省吾君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。
-

◎日程第2 常任委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました議案第19号から議案第21号の3件の審査結果について、報告を求めます。

- 総務文教常任委員長（木嶋悦寛君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 総務文教常任委員長。
○総務文教常任委員長（木嶋悦寛君） はい。

令和5年3月10日開催の第1回定例会2日目において、総務文教常任委員会に付託のありました議案第19号から議案第21号の3件の審査結果について御報告いたします。

本議案につきましては、3月14日、委員出席の下、委員会を開催し、関係部・課長の出席を求め、慎重に審議を行い、同日委員会として討論・採決に至ったものであります。

議案第19号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報保護法の改正に伴い、条例が1つの法に基づく全国的な共通ルールに統合されるため、現行の別海町個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報保護法の趣旨・目的に照らし、町として必要最小限の事項を定めており、細部にわたり慎重な審査を行い、開示・訂正・利用停止の請求者に対しても特に不利益が生じないことを確認し、概ね適正に成文化がなされていることを確認しました。

議案第20号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、これまで個人情報保護条例に基づき設置していた諮問機関を当該条例の廃止後も継続して設置する必要が

あることから、別海町情報公開条例により設置していた別海町情報公開審査会の機能を別海町情報公開・個人情報保護審査会に移行するため、必要な事項を定めており、細部にわたり慎重な審査を行い、概ね適正に成文化がなされていることを確認しました。

議案第21号別海町職員の降給に関する条例の制定については、地方法務員法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から定年年齢の引き上げや役職定年制等が導入されました。

役職定年制の導入により、給料月額が7割措置が取られることとなりますが、本町においては現在、職員の降給に関する規定がなく、分限に関する条例にも降給の規定を設けていないことから、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関して必要な事項を定めるもので、降給の種類、降給の事由、降号を定め、役職定年を迎えた職員の降格降給に加え、能力評価や心身の故障等により職務の遂行に支障がある場合等について規定しており、細部にわたり慎重な審査を行い、概ね適正に成文化がなされていることを確認しました。

慎重な審議の結果、議案第19号から議案第21号の3件について、委員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、総務文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（西原 浩君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第3 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（西原 浩君） 日程第3 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

予算決算審査特別委員会に付託し審査されました議案第3号から議案第10号までの8件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

◎日程第4 各議案の討論・採決

○議長（西原 浩君） 日程第4 各議案の討論・採決を行います。

令和5年度各会計予算の採決に入る前にお諮りします。

本件は、全議員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論・採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度各会計予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和5年度各会計予算の採決に入ります。
初めに、議案第3号令和5年度別海町一般会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和5年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件は、予算決算審査特別委員会において、反対討論がされておりますので、起立により、採決いたします。

本案を、原案のとおり、決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西原 浩君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和5年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和5年度町立別海病院事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和5年度別海町水道事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和5年度別海町下水道等事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

ただいま議案第３号から議案第１０号までの令和５年度別海町各会計予算について全て決定しましたので、本年度の予算決算審査特別委員会は、ただいまをもって解散といたします。

小椋委員長、横田副委員長をはじめ委員の皆様、御苦労さまでございました。

議案第１９号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

議案第２０号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号は、原案のとおり可決されました。

議案第２１号別海町職員の降給に関する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号は、原案のとおり可決されました。

議案第２２号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

議案第２３号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

議案第２４号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は、原案のとおり可決されました。

議案第２５号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

議案第２６号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

議案第２７号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。

議案第２８号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

議案第２９号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は、原案のとおり可決されました。

議案第３０号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は、原案のとおり可決されました。

議案第３１号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「挙手する者」あり）

○議長（西原 浩君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、議案第32号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対する立場で討論をいたします。

提案されている条例では、年収610万円、夫婦と子供さんの中間層の世帯で年間の国保税が63万8,000円となり、これまでより9万6,000円の引き上げとなります。

最も影響が大きい世帯としては、年収87.3万円、60から65歳の夫婦2人世帯で年間納税額が9.5万円、2.3万円もの引き上げとなります。

納税額は、年間収入の1割を超えます。

町民は、新型コロナによる地域経済の落ち込みの影響を受け、さらに食料品、燃料代、電気代などの生活に欠かせないものの急激な値上げに苦しんでいます。

酪農家は、生産制限を課せられた上、飼料代、肥料代などの生産資材や光熱燃料費の高騰により、牛乳を絞れば絞るほど赤字がかさむという非常事態の中にあります。

これまでも、高過ぎる国保と言われ、国保税の支払いに苦慮する町民は多くいました。

条例改定により、国保税に苦しめられる町民はさらに増えることになるでしょう。

国保税が引き上げられる根本原因は、国が国保運営に係る国庫負担を削減してきたことにあり、さらに市町村等の範囲でそれぞれ工夫を凝らしながら自主的に運営してきた国保運営を都道府県単位に一本化し、公平の名目を悪用して、一般会計からの繰り入れを制限するなどしてきたことにあります。

町は、こうした動きに移行する形で国保税をできるだけ抑え、被保険者の負担を大きくしないよう努力してきたことは、十分承知しています。評価もしています。

しかし、前述した町民、被保険者のかつてない窮状に鑑みれば、今回の国保税引き上げは、最悪のタイミングでの引き上げとなってしまいます。

地方自治法は、町自治体の基本的な役割は、住民の福祉の増進を図ることと定め、それに向けて、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明記しています。

町民の窮状、苦難に寄り添い、自治体としての自主性を発揮し、工夫してその窮状を何とかしていくというのが、地方自治体、町の役割なのではないでしょうか。

町民がかつてない窮状にある中、最悪のタイミングでの国保税引き上げには、どうしても賛成することは、できないということを申し上げて、私の反対討論とします。

私達にとっても苦渋の選択であります。

○議長（西原 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

私は、原案に賛成の立場で、賛成討論させていただきます。

先ほど、反対者からも申されたように、別海町は今までいろいろ努力を重ねた結果、道内でも優良、優秀、優良な自治体の一つとなっております。

そんな中で、今回、確かに厳しい町民の皆様は、厳しい経済状況下にありますますが、しかしながら、私達が医療を受ける時に、安心して医療を受ける時に、何よりもこの運営が安定して、継続的になされることは1番大きな安心につながります。

そういう観点から、私は、本日提案されているこの条例に対して、賛成の意見をとって述べさせていただきます。

以上です。

○議長（西原 浩君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） それでは、討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西原 浩君） 起立多数であります。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議案第34号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議案第３５号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

議案第３６号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は、原案のとおり可決されました。

議案第３７号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は、原案のとおり可決されました。

議案第３８号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は、原案のとおり可決されました。

議案第３９号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案第41号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) ないようですので、討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は、原案のとおり可決されました。

議案第４４号別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は、原案のとおり可決されました。

議案第４５号工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（３号棟））の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

議案第４６号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

議案第４７号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は、原案のとおり可決されました。
同意第２号別海町監査委員の選任についての討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号は、原案のとおり同意することに決定されました。

同意第３号根室町村等公平委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第３号は、原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程追加の議決

○議長（西原 浩君） ここで、お諮りいたします。

ただいま、町長から、同意第４号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第４号を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

準備ができるまで、暫時休憩いたします。

午前１０時３２分 休憩

午前１０時３３分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

ただいま提出されました、同意第４号については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号については、委員会の付託は省略することに決定しました。

◎追加日程第1 同意第4号

○議長（西原 浩君） 追加日程第1 同意第4号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第4号の提案理由について、御説明申し上げます。

同意第4号につきましては、別海町監査委員の選任についてでございます。

現在の監査委員は、先の同意第2号で説明いたしました竹中仁委員と、議員のうちから選任されております外山浩司委員の御二人でございますけれども、外山委員は令和5年4月30日をもって4年間の任期が満了となります。

外山委員におかれましては、各法令の規定に基づいた適切な監査に尽力をいただいているところでございますが、本定例会に上程しておりました議案第30号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定、これによりまして、今後、議員のほうからは監査委員が選任されないということになりました。

このことで、新たな監査委員の人選をさせていただいたところでございます。

つきましては、後任の監査委員に齊藤雅美さんを任命いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

齊藤さんは、中標津町東12条北9丁目1番地9にお住まいで、昭和33年4月21日生まれの満64歳でございます。

齊藤さんの主な経歴について、御説明申し上げます。

齊藤さんは、昭和52年3月に北海道標津高等学校を卒業後、同年4月から当時の上春別農業協同組合に就職され、平成14年2月からは営農生産部長、管理部長、道東あさひ農業協同組合、これに合併後の平成21年4月からは生産部長や金融共済部長を歴任され、平成31年3月に定年退職されております。

齊藤さんは、人格は高潔で、経歴からも団体の財務管理及び事業の経営管理に優れた識見を備えられた方であり、適任であると判断した次第であります。

なお、任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日までの4年間でございます。

御審議の上、ぜひ、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。
本定例会に提出されております発議第1号及び発議第2号の2件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号及び発議第2号の2件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第5 発議第1号

○議長（西原 浩君） 日程第5 発議第1号別海町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。
内容について説明を求めます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 別海町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、内容を説明いたします。

本条例については、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、地方公共団体の機関から除外されることとなったことから、議会における個人情報の適正な扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利権を保護することを目的に、本条例を新たに制定するものであります。

発議第1号、別海町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和5年3月17日、別海町議会議長西原浩殿。

提出者、別海町議会議員今西和雄、同小林敏之、同戸田憲悦、同松壽孝雄、同木嶋悦寛。

なお、制定文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

本条例の概要です。

本条例は、全6章の本文及び附則で構成しています。

第1章では、条例の目的や議会の責務を、第2章では、個人情報等の取扱い、第3章では、議会が保有する個人情報ファイルに関することを規定しています。

第4章では、開示、訂正、利用停止等に関する手続や義務等について規定しています。

第5章と第6章では、適用除外や罰則等についてそれぞれ規定しています。

2ページをお開きください。

第1条は、この条例の目的について規定しています。

2ページ中段から4ページにかけて、第2条は、この条例で使用される用語について、一定の解釈を促すことを目的に用語の意味を明らかにするものです。

5ページ第3条は、個人情報の保護について、議会の一般的責務を定めております。

5ページから10ページにかけて、第2章個人情報等の取扱いについては、第4条から第16条で、個人情報の収集、保有、情報の取扱いに関する基準を定めたものであり、利用又は提供する目的及び提供する方法について一定の制限を設けたものであります。

10ページ下段から12ページにかけて、第3章個人情報ファイルについては、第17条で、個人情報が利用目的に沿った情報の集合物単位で処理されている実態を踏まえ、個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めています。

12ページ中段から24ページにかけて、第4章開示、訂正および利用停止等については、4節にわたりそれぞれ手続方法等について定めています。

第18条から第30条の第1節では、情報の開示について定めており、議会が管理する自己の個人情報の開示を請求する権利を有することや開示請求の手続等や議長の開示義務等について規定しています。

また、開示しないことがやむを得ないと認められる場合もあることから、開示請求に応じない範囲を限定的に定めております。

第31条から第37条の第2節では、情報の訂正について定めております。

開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めた場合には、訂正を請求する権利を有することから、議長の訂正の義務及び訂正の手続等についてそれぞれ規定しております。

第38条から第43条の第3節では、情報の利用停止について定めております。

条例の規定に違反した個人情報の収集、利用、提供等又は管理がされていると認める場合には、利用停止を請求する権利を有することを規定しており、議長の利用停止に関する義務、手続の方法等について規定しています。

第44条から第46条の第4節では、審査請求に関して定めております。

開示、訂正等の決定及び請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服法審査法第9条第1項は適用しない旨を規定し、審査請求があった場合の審査会への諮問や裁決の手続について規定しています。

24ページ下段から25ページ上段にかけて、第5章雑則について定めております。

第47条から第51条は、条例の適用除外となる個人情報についての規定や条例の施行状況を公表しなければならない旨などを規定しています。

25ページ中段から26ページ上段は、第6章罰則について定めております。

第52条から第56条において、職員等が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供・収集することなどや偽りその他不正な手段により個人情報の開示を受けたものに対する罰則等を規定しています。

最後に、附則として、本条例の施行期日を令和5年4月1日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めています。

以上で、発議第1号の内容説明を終わります。

御審議の上、すみやかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第1号の説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第2号

○議長（西原 浩君） 日程第6 発議第2号食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書案を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○8番（松壽孝雄君） 議長。

○議長（西原 浩君） 8番松壽議員。

○8番（松壽孝雄君） 食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書案の内容について、御説明申し上げます。

本道の酪農は、大規模で専門的な経営体が主体となっております。

全国の生乳の約6割を生産し、我が国の食料安全保障に寄与するとともに、地域の基幹産業として雇用や経済を支える重要な役割を果たしております。

しかしながら、現在、酪農を取り巻く状況は、ウクライナ情勢や円安の影響などにより飼料価格が高騰し、生産コストが増大する中、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により緩和した生乳需給の改善が見通せないことに加え、乳用牛の子牛取引価格が大きく下落するなど、過去に例を見ないほど極めて深刻な事態となっております。

このような中、道内の生産者団体では、需給ギャップの解消や生産コストを価格転嫁できる環境を整備するため、やむを得ず、生乳生産の目標数量を引き下げ、生産の抑制を決定したところであるが、こうした自主的な対策のみでこの難局を乗り切ることは非常に困難であります。

よって、国においては、今後とも畜産経営の安定に関する法律の機能強化の下、酪農経営の持続的な維持、発展を支援するため、次の事項について十分配慮するよう、強く要請するものであります。

1、配合飼料など生産資材価格が高騰する中、価格や経営動向等も見据えながら生産者負担が増加しないよう、十分な支援を講ずること。

2、生乳の需給調整機能が適切に発揮されるよう、全国の生産者と乳業等が一体となった需給調整を行う仕組みを構築すること。

3、生産コストの増加分を適切に価格転嫁できる環境を整備すること。

4、食料安全保障の観点からも、将来にわたり担い手が希望を持って取り組めるよう、各種施策の一層の充実を図ること。

発議第2号食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により

提出をします。

令和5年3月17日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会議員、松壽孝雄。

賛成者、同小林敏之、同戸田憲悦、同今西和雄、同木嶋悦寛。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日、北海道野付郡別海町議会議長、西原浩。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西原 浩君） 日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時41分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 令和5年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会では、本日提出させていただきました追加議案、これも含めまして、議案51件に対し3月9日から御審議をいただいております。

定例会第2日目に先議いただきました令和4年度の各会計補正予算、これに加えて、本日全ての案件に御決定を賜り、心から御礼を申し上げます。

できれば、全員の全案件の賛成をいただきましたんかったですけれども、一部どうしても受け入れられない、予算もあったということでございますけれども、なかなか町ではどうすることもできない案件ですので、そこら辺も御理解をお願いしたいと思っております。

また、この令和5年度の当初予算につきましては、小椋委員長をはじめとしまして、審査いただいた委員の皆様方、大変スムーズに会議を進行させていただきまして、慎重な御審議をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

本会議及び特別委員会でいただきました様々な御意見、御提案、それらについてはしっかりと検証を行い、さらに充実した町政の内容となるように努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告ですけれども、3月、4月には卒業そして入学の季節となります。

町内の中学校では3月の9日、10日そして13日に卒業式を行いまして、全8校で145名の生徒が自らの目標に向けて、それぞれの学び舎を後としました。

また、小学校の卒業式では、昨日及び本日、そして20日に各校で行いますが、136名の児童が卒業しまして、4月からは中学生として新たなスタートを切ります。

なお、入学式につきましては、今のところ4月6日に町内全ての小中学校で行う予定としておりまして、小学校で99名、中学校では135名の児童生徒が入学を迎える予定でございます。

式典につきましては、卒業式と同様の内容で実施を予定しておりまして、子供たちが笑顔で元気に入学式に参加する姿を見ることができるよう願っているところでございます。

それで、今年度もいよいよ残すところ数日となりました。

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症もここにきてようやく終息の兆しが見え始めております。

昨日は、患者が1人もいなかったというのは、新しくかかった方は1人もいないということでした。

この1年間を振り返りますと、本当に何点かにおいて、これまでの取組が少しずつと実を結んでいった1年だったと、そんなふうに考えております。

それから、数年間にわたりまして、構想、計画をしておりました生涯学習センターは、令和4年度においていよいよ稼働の運びとなりまして、センターを会場に記念すべき町制施行50周年並びに落成式等を行いました。

その後の生涯学習センターは、町民の方々に大変喜ばれて、非常に頻繁に利用されてるといようなことで、これもまた嬉しい思いだと考えております。

また、町長就任時から誘致に向けて取り組んでおりました、高齢者向けの施設でございますけれども、町内東部地区への地域密着型介護サービス施設、この整備につきましては、民

間事業者による建設の下に、尾岱沼地区において、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、高齢者地域サロンのこの3つの機能を兼ね備えた施設が完成し、いよいよ本日から運営を開始となっております。

先週、内覧も行われたようですが、毎日50名ぐらいの方々が見にこられたということで、100名以上の方々が何か施設に関心を大変持ってるというような報告も受けております。

高齢者サロンの従来の施設からの移転運営は、4月10日からとなります。

本町においても、さらなる福祉の向上に供する施設になるものと期待をしているところでございます。

もう一つの継続して要請活動に取り組んでおりました、本町に所在しております自衛隊別海駐屯地の従属、これについては、令和4年8月に防衛省から部隊の改編計画が示されまして、多くの駐屯地において定員が減員されていく中で、別海駐屯地にあっては、約30名が増員されました。

令和5年度には、定員が340名となる予定でございます。

長年の要請活動がようやく結実したものと、大変喜ばしく受け取っております。

今後におきましても、各種事態に即応し、機動的に対処いただけるような希望を持っております。

新年度におきましても、定例会初日に申し上げました行政執行方針に掲げる各種の政策が、実効性のあるものとなるよう着実かつ懸命に取り組んでいく所存でございます。

ここで、2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、新型コロナワクチンの接種についてでございます。

国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、これにおきまして、今後の接種に向けて、法令改正の諮問内容が承認されまして、了承されまして、今後の新型コロナワクチン追加接種の方針が示されました。

その内容は、令和5年度のワクチン接種について、追加接種可能な全ての年齢の方を対象として、秋から冬になる9月から12月にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高い方々に対しましては、春から夏である5月から8月にかけて、前倒してさらに1回接種を行うこととされているものでございます。

今後、国においても、法令改正手続が進められることとなりますが、町では、今後も国の動向を注視し、詳細な情報収集を努めるとともに、引き続き、関係機関と連携を図り、円滑なワクチン接種の実施に向け、接種体制の確保にしっかり取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目は、新年度から総務部における機構の見直しについてでございます。

現在、総務部では、出先の機関を除いて5課1室体制で事務を行っておりますが、この内、総合政策課とふるさと応援・情報化推進室、この一部を統合しまして、それぞれが所管してる移住定住対策、また、ふるさと納税等の事務を、今後、より強力的、一体的に内外に発信することを目指しまして、事務の効率化と機動性を図ってまいりたいと考えております。

ふるさと応援・情報化推進室の情報化推進部門、この部分につきましては、総務部総務課内に新たな情報化推進室として配置しまして、デジタル化の一層の推進に向けた事務を、引き続き、進めてまいります。

また、これまで総合政策課によって担ってまいりました基地対策事務、これにつきましては、防災交通課を再編しまして、防災、危機対策等に係る事務、これを一体的に取り進めることとしております。

いずれの見直しも、業務量の増加と事務の多様化に対応するためのものであり、ぜひ御理解を賜りたいと考えております。

結びとなりますが、議員各位におかれましては、本年４月末をもって任期が満了となるところでございます。

この４年間、町政発展のために特段の御尽力を賜り、また、格別の御協力、御指導いただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

４月の町議選におきまして、再出馬を予定されている議員の皆様方におかれましては、来る２３日の選挙において当選を勝ち取られ、再びこの議場でお会いできますよう御奮闘を心からお祈りを申し上げる次第でございます。

また、勇退を予定されております議員の皆様におかれましては、それぞれ、今日の別海町の基盤づくり、町政発展、そして、町民福祉の向上のために多大な御活躍、御尽力を賜りました。

その御功績に心から敬意と感謝を申し上げます。

今後におきましても、地域の活性化のために、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後の益々の御活躍と御健勝を心から御祈念を申し上げまして、私からの御礼と定例会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎退職する幹部職員の紹介

○議長（西原 浩君） ここで、本年３月３１日付で退職されます幹部職員の紹介の申出がありますので、お受けしたいと思います。

それでは、町長から紹介がありますので、職員は、演壇の前に議員席に向かってお並びください。

お願いします。

○町長（曾根興三君） 議会日程が終了いたしまして、議員の皆様方におかれましては、お疲れのところ時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。

本年３月３１日付で定年及び勸奨退職をする職員は、一般事務職と専門職を合わせまして、１７名でございます。

本日は、議員の皆様にご指導、御鞭撻をいただきました、課長以上の事務職員８名の職員を紹介させていただき、退職者から一言ずつ御礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

（・・・退職者から挨拶・・・）

（総務部長 浦山吉人 挨拶）（拍手）

（福祉部長 今野健一 挨拶）（拍手）

（産業振興部長 門脇芳則 挨拶）（拍手）

（教育部長 山田一志 挨拶）（拍手）

（会計管理者 中村公一 挨拶）（拍手）

（農業委員会事務局長 内山宏 挨拶）（拍手）

(福祉部次長 小湊昌博 挨拶) (拍手)

(防災交通課長 麻郷地聡 挨拶) (拍手)

○町長(曾根興三君) 以上で、退職者からの御挨拶を終わらせていただきます。

今年度、定年退職また勸奨退職する方々が先ほど申しあげましたように、17名おります。

その中でも、これだけの幹部が一度に退職されるというのは大変珍しい年度でして、私にとっても幹部が総入れ替えになるというのは、次の行政運営で厳しいというふうに受けとめております。

この方々が、入庁された時代、昭和64年前後ですけれども、まだ、上杉町長の時代でした。

その後、佐野町長、そして水沼町長で私と、これ4代の町長にわたって奉職された職員というのは、そうそういなくなるというふうに思います。

それぞれいろいろな個性的な町長方ですから、職員も大変苦労されたと思いますし、また、この間、課題もたくさんありまして、本当にうちの町を支えてくれた職員であったとそんなふうに考えております。

また、議員の皆様方も、今、議会事務局を経験された職員も多々おりまして、皆様方の多くの御指導、御鞭撻をいただきましたことによって、職員の皆さん方も大いに成長し、町制のために尽力できる人材に育ったと、そんなふうに考えております。

議員の皆様方にも、私から御礼を申し上げるところでございます。

本日は、貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

○議長(西原 浩君) 退職される職員の皆さん、これまで本当に御苦労様でした。

以上で終わります。

皆さん、大変御苦労様でした。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員